

《栃木市にお住まいの方》

## 令和5(2023)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**栃木県庁下都賀庁舎(第2福利厚生棟会議室)**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですので、交付を希望する方は、御確認ください。

### 1. 受付日、受付時間、対象地区及び会場案内図(下都賀庁舎：栃木市神田町6-6)

受付日	対象地区
令和5(2023)年 1月31日(火), 2月1日(水)	栃木 地区
2月2日(木), 2月3日(金)	共同・受委託
2月6日(月), 2月7日(火)	都賀 地区 西方 地区
2月8日(水), 2月9日(木)	藤岡 地区
2月10日(金)	大平 地区
2月13日(月)	午前：大平地区 午後：岩舟静和地区
2月14日(火)	午前：岩舟岩舟地区 午後：岩舟小野寺地区
申請会場・受付時間	
○栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室	
○各日とも 9:00~11:30 および 13:00~15:30	



※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。

※更新手数料420円は、つり銭の無いよう御協力をお願いします。

※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。

※新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び手指の消毒等の御協力をお願いします。

※発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いいたします。

### 2. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)  
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- (3) 使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- (4) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)  
**使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。**

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

### 3. 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油引取税調査担当

Tel.0282-23-6882

○栃木市農業委員会事務局

Tel.0282-21-2393 (耕作証明書について)